

## 社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会とりまとめ（案）

## はじめに

構造計算書偽装問題への対応として、平成18年8月31日に取りまとめられた社会資本整備審議会答申（「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」）に基づき、第165回臨時国会に提出され、成立した「建築士法等の一部を改正する法律」は、平成18年12月20日に公布され、原則2年以内に施行することとされている。

建築士制度に対する国民の信頼を回復させるためには、この改正建築士法の施行に万全を期す必要がある。このため、政省令等に規定される事項を含む具体的な制度設計について、社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会で引き続き議論を行うこととし、その専門的な検討を行うため、平成19年3月に「建築士制度小委員会」及び「業務報酬基準・工事監理小委員会」が設置された。

「建築士制度小委員会」及び「業務報酬基準・工事監理小委員会」での主な検討事項は以下に示すものであり、平成19年12月を目途に基本制度部会に対し、検討内容を報告することとされた。

## &lt;建築士制度小委員会&gt;

- ・ 建築士試験の受験資格（学歴要件、実務経験要件、専門能力を有する技術者の建築士試験受験資格）の見直し
- ・ 講習制度（講義・修了考査の内容、構造／設備設計一級建築士の同等認定のあり方等）について

## &lt;業務報酬基準・工事監理小委員会&gt;

- ・ 工事監理業務の適正化について
- ・ 業務報酬基準（告示1206号）の見直しについて
- ・ 建築士事務所が加入する設計賠償責任保険の充実について

「建築士制度小委員会」・「業務報酬基準・工事監理小委員会」いずれも、4月以降

12月に至るまで、6回にわたる議論を行い、今般、その成果を基本制度部会として、とりまとめることとした。今回のとりまとめで示した考え方を踏まえ、今後、具体的な制度設計が行われることを期待するものである。

なお、建築士試験、講習の実施等にあたっては、制度改正の内容について、関係者に十分に周知するとともに、その運用について、実情を踏まえた柔軟な対応をとることで、新たな制度に円滑に移行できるよう留意する必要がある。また、今後、業務報酬の実態調査を踏まえた業務報酬基準の見直し、工事監理のガイドライン策定等具体的な施策の遂行にあたっては、今回のとりまとめで示した考え方を踏まえ、細部の検討を進めることを期待するとともに、建築主において、見直し後の業務報酬基準を尊重し、業務報酬算定の適正化が図られることを期待するものである。

## 建築士試験の受験資格の見直しについて

建築士の資格付与の前提となる建築士試験については、原則として、一定の学歴要件を満たしたうえで、一定期間以上の建築に関する実務経験を有していることを受験資格としている。

社会資本整備審議会答申のなかでは、建築士に本来期待されている設計及び工事監理に必要な能力を的確に検証したうえで資格を付与すべきとの指摘があり、具体的な制度設計について、以下の方向でとりまとめを行った。

### 1. 学歴要件の見直し（建築に関する指定科目の設定）について

#### 1) 基本的考え方

- 建築士試験の受験資格（学歴要件）となる「建築に関する指定科目」の設定にあたっては、指定された科目を履修することで、建築士の独占業務である設計・工事監理を行うために必要な知識が得られるようなものとして設定すべきである。しかしながら、一方で、建築の教育課程は総じて自由度が高いうえ、大学等に対する社会の要請や設置基準の自由化等の影響でさらに多様化している実態があることから、建築士受験資格のための指定科目を設定することが、こうした建築教育の実態に制約を加えることのないように留意する必要がある。

#### 2) 建築に関する指定科目

- 一定の自由度を確保しつつ、必要不可欠な項目を必ず履修させるために、建築に関する各分野（建築計画、設計製図、環境工学、建築設備、構造力学、建築一般構造、建築材料、建築生産等）ごとに必要単位をバランスよく取得するよう別添資料①及び②を参考に、建築に関する指定科目を設定すべきである。
- なお、今回の見直しは、学科卒業を持って学歴要件としているこれまでの仕組みとは実務的に大きく異なり、所定の科目を履修していることの確認のための業務やこれに伴う費用が増加することが見込まれる。したがって、今後、国土交通省において指定科目を定め、指定試験機関である（財）建築技術教育普及センター等において、この仕組みを運用するにあたり、大学、高等専門学校、工業高校等の実務者と十分に意見交換を行うなど、円滑な制度移行に向け、十分に配慮する必要がある。

### 3) 指定科目の具体的な内容

- 指定科目の具体的な内容については、以下の整理とすべきである。
  - ・ 以下の考え方を参考に、建築以外の分野との境界領域的な科目との線引きを行う。
    - ① 「建築計画・設計製図」「環境工学・建築設備」等の分野における指定科目は、原則として、当該科目が建築（住宅含む）を主な対象とし題材としているものとする。
    - ② 「構造力学」「建築材料」等の分野における指定科目は、当該科目が特段、建築（住宅を含む）を主な対象としていないものも含める。
  - ・ 広く工学全般を対象とするような基礎科目（例：数学、物理学、電気工学）は指定科目の対象としない。

### 4) 指定科目の確認の方法

- 大学等の個別の科目が基準に該当しているかどうかの確認の方法について、国土交通省・指定試験機関である（財）建築技術教育普及センター等が事前に大学等から取り寄せたシラバスをチェックすることを検討すべきである。また、チェックの結果、確認された科目については、大学等への通知を行うとともに、ホームページに掲載する等の情報提供を行うことを検討すべきである。
- また、受験時に、各々の受験者が基準に該当した科目を履修しているかどうかの確認の方法については、大学等が各々の受験者に関し、指定科目の履修を証明した履修証明証を発行する方向で検討すべきである。

## 2. 実務経験要件について

### 1) 基本的考え方

- 建築士試験の受験資格である「建築に関する実務経験」については、建築士として必要な知識及び技能を現実に修得する実務訓練を得る機会として適切に定める必要がある。したがって、建築士の独占業務である設計・工事監理に必要な知識・能力が、その業務の中で獲得できる実務経験とすべきである。  
具体的には、「設計・工事監理に際し、意匠・構造・設備等の専門別の業務を理解し、指示し、まとめあげ、チェックできる能力」、すなわち、建築士となった際に、建築物全体を取りまとめ、設計・工事監理を行う能力が獲得できる実務経験とすべきである。

### 2) 実務経験の具体的内容

- 「設計・工事監理に際し、意匠・構造・設備等の専門別の業務を理解し、指示し、まとめあげ、チェックできる能力」を獲得できるような実務経験として、設計・工事監理に関する実務経験と同等に評価できるものとして、「設計図書・施工図等の図書と密接に関わりを持ちつつ、建築物全体を取りまとめる又は建築関係法規の整合を確認するような業務」を認めるべきである。具体的には、以下の取扱いとすべきである。[別添資料③参照]
  - ・ 設計・工事監理を行う営繕業務や設計図書と建築関係法規の整合を確認する建築確認に関する業務は実務経験として認める。
  - ・ 設計図書・施工図等を作成するなど、こうした図書と密接に関わりを持ちつつ、建築物全体をとりまとめる建築工事や大工工事（造作工事等は除く。）における施工管理に関する業務は実務経験として認める。
  - ・ 建築士のその他業務のうち、建築工事の指導監督、耐震診断等に関する業務は実務経験として認める。
  - ・ 大学院における教育課程においては、設計・工事監理に関する業務についての実務訓練と同等となる内容を充足している教育を受ける場合等に限り、これを実務経験として認める。
  - ・ いわゆる各種工事の施工管理や設計図書・施工図等の図書と密接な関わりを持たない営業等の業務、都市計画行政や建築に関する研究・教育の経験等は実務経験とは認めない。

### 3) 実務経験の確認の方法

- 実務経験の確認の方法については、現在実施している申込時の対面審査を維持しつつ、追加的に管理建築士等の証明を要件とすることで、現在の実務経験審査の

精度をより向上させることとすべきである。

- また、原則として、管理建築士等の建築士が証明することとすべきであるが、これが困難な場合は他の責任ある立場の者が証明する、証明がやむを得ずできない場合はその理由を提出する等の工夫を検討すべきである。

### 3. 専門能力を有する技術者の受験資格見直しについて

- 今回の建築士受験資格の見直しは、建築設計の高度化、専門分化を踏まえ、建築士に本来期待されている設計・工事監理業務に必要な能力を的確に検証した上で資格を付与する方向での見直しとなっている。  
こうした見直しの考え方を踏まえ、専門能力を有する技術者として建築士法上位置付けられている建築設備士について、二級建築士と同等の能力を有する者として、4年の実務経験を要件として、一級建築士の受験資格を付与すべきである。

## 講習制度について

今回の改正建築士法が施行されると、様々な講習制度が導入されることとなる。適切な設計及び工事監理の業務を遂行できる建築士の資質、能力を確保するとともに、建築設計が高度化・専門分化している実態を踏まえ構造設計・設備設計の適正化を図る観点から、具体的な制度設計について、以下の方向でとりまとめを行った。

### 1. 講習の基本的枠組みについて

- 建築士の定期講習、構造／設備設計一級建築士講習、構造／設備設計一級建築士定期講習、管理建築士講習の全てについて、講義と修了考査を併せて実施すべきである。
- また、建築士の資質・能力の向上、構造設計・設備設計の適正化等に対応するために厳格な修了考査を実施するなど、登録講習機関ごとの講習水準を適切に確保するため、省令に規定する講習事務の実施基準等において、詳細に規定を行うべきである。

## 2. 建築士の定期講習について

建築士事務所に所属し、業に携わる建築士に対し、3年ごとの受講を義務付ける予定の定期講習の概要について、以下の方向でとりまとめを行った。

なお、建築士の種別に応じ、一級・二級・木造の3種類の定期講習が実施されることとなるが、例えば、一級建築士定期講習を受講すれば二級建築士定期講習を受講したものとみなす等、弾力的な取扱いとすべきである。

### 1) 講義・修了考査

- 講義・修了考査については、以下の方向で整理すべきである。
  - ・ 1日間の講習とする（講義5時間程度、修了考査1時間程度）。
  - ・ 講義内容は、
    - ① 法令に関する科目として、建築基準法・建築士法等の近年の改正内容等
    - ② 設計及び工事監理に関する科目として、最新の建築技術、設計・工事監理の実務の動向、建築物の事故事例、処分事例及びこれを踏まえた職業倫理等とし、具体的な内容は告示等で明確化する。
  - ・ 講義内容の理解度を確認するため、1時間程度の○×方式の修了考査を実施する。
  - ・ 修了考査問題は、講義内容に応じバランスよく出題することとし、テキストに類似問題が記載されているような場合を除き、テキストの持込みを特に禁止しないこととする。
  - ・ 修了考査問題の問題数については、問題難易度、合格水準等と併せて、1時間で実施可能な出題数に設定するべく、検討する。
  - ・ 修了考査に合格できなかった者は、再度、講義・修了考査を受けることとする。

### 2) 登録講習機関の実施体制等

- 修了考査問題の作成及び結果の判定は、登録講習機関ごとに、建築士を含む合議制の機関（作成委員会）を設置し、行うこととすべきである。
- 年間に複数回、講習を実施する場合に、修了考査問題を過度に反復使用することを制限する観点から、講習実施回数に応じ、修了考査問題をストックさせることを検討すべきである。
- 登録講習機関による講習実施の透明性を高める観点から、講習教材、修了考査問題、修了考査の合格基準点等を公表することとすべきである。

### 3. 構造／設備設計一級建築士講習について

一定規模以上の建築物の構造／設備設計に関し、設計又は法適合確認を行う構造／設備設計一級建築士となるに際し、受講する構造／設備設計一級建築士講習の概要について、以下の方向でとりまとめを行った。

#### 1) 講義・修了考査

○ 講義・修了考査については、以下の方向で整理すべきである。

- ・ 3日～4日程度の講習とする（講義2日～3日程度、修了考査1日程度）。
- ・ 講義内容は、
  - ① 構造／設備関係規定に関する科目として、建築基準法等の法規、法適合性確認等
  - ② 構造／建築設備に関する科目として、設計実務、建築物の事故事例及びこれを踏まえた職業倫理等とし、具体的な内容は告示等で明確化する。
- ・ 講義内容に関し、構造については、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造等に関し全般的に講義を行うこととし、設備については、空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備等に関し全般的に講義を行うこととする。
- ・ 設計能力と法適合性確認の能力を確認するため、1日程度の修了考査を実施する。修了考査は、択一方式、記述方式、図面作成等により判定する。
- ・ 修了考査に合格できなかった者は、再度、合格できなかった修了考査に関する講義を受講し、修了考査を受けることとする。

#### 2) 登録講習機関の実施体制等

- 修了考査問題の作成及び結果の判定は、登録講習機関ごとに、建築士を含む合議制の機関（作成委員会）を設置し、行うこととすべきである。
- 修了考査の水準を担保するため、修了考査の基準を作成すべきである。

#### 3) 実務経験審査

- 実務経験審査については、建築士として5年間（60ヶ月）の構造／設備設計の実務経験に関し、構造／設備設計を行った建築物ごとに、その内容（建築物の名称、構造、規模、担当業務、業務上の立場、設計等に携わった期間等）を提出させる等により確認すべきである。
- また、建築物ごとの実務経験について、第三者が証明することとすべきである。具体的には、

- ① 原則として管理建築士が行うこととし、
  - ② 本人が管理建築士である場合は、原則として事務所内の他の建築士が行い、
  - ③ 個人事務所の場合や管理建築士が死亡等の場合で、これらの証明ができない場合は、事務所外の他の建築士が証明を行うこととし、
- あくまでも、建築士による証明を求めることとすべきである。  
なお、上記③のケースでは、建築士関係の団体が面接等を行い、その実務経験を証明することについても、今後検討を行うべきである。

#### 4) 同等認定

- 構造／設備設計の実態や法律に位置付けられた類似の資格があることを踏まえ、実務経験や講習受講に関して、以下のとおり、同等認定を行うべきである。
- ① 法律上の実務経験は「構造／設備設計」となっているが、設計実務の現状に鑑みて、工事監理を行っている場合も、実務経験と認める。
  - ② また、これまで実際に構造／設備設計を行った者は記名押印せず、意匠設計者が記名押印することが慣例的に行われてきたことに鑑み、例えば、建築士法施行までに行われた設計の補助業務については、実務経験と認める。(一方で、建築士法施行以降は設計・工事監理業務に限定する。)
  - ③ 「建築設備士」が建築設備の設計・工事監理に際し、建築士に意見を述べる業務を行っている場合は、一級建築士となる前に行った業務も含め、これを一級建築士として設備設計を行うことと同等として実務経験と認める。
  - ④ 「構造計算適合性判定資格者」について、実務経験の状況を考慮したうえで、構造設計一級建築士講習のうち、職業倫理等に関する講義のみを受講することとし、その他の講義・修了考査を免除する。
  - ⑤ 「建築設備士」について、実務経験の状況を考慮したうえで、設備設計一級建築士講習のうち、設備設計に関連する講義・修了考査の部分を免除する。
- [別添資料④参照]

#### 5) みなし講習の活用など弾力的な取扱い

- 法施行時に、特に地方部において、構造／設備設計一級建築士が不足し、建築設計が停滞するとの懸念があることを踏まえ、法施行までに行われる講習で大臣が定めることとされている、いわゆる「みなし講習」を活用するなどにより、新たな制度に円滑に移行できるよう、必要となる技術者の確保に十分配慮すべきである。また、「みなし講習」においては、既存の関係する資格取得者について、技術者のレベルが担保される範囲で、弾力的な対応を検討すべきである。



#### 4. 構造／設備設計一級建築士定期講習について

構造／設備設計一級建築士に対し、3年ごとの受講を義務付ける予定の構造／設備設計一級建築士定期講習の概要について、以下の方向でとりまとめを行った。

##### 1) 講義・修了考査

- 講義・修了考査については、以下の方向で整理すべきである。
  - ・ 前回講習を受講した後の法令改正等の内容、設計・法適合確認の知識・能力の確認等を行うこととし、1日間の講習（講義5時間程度、修了考査1時間程度）とする。
  - ・ 講義内容は、
    - ① 構造／設備関係規定に関する科目として、構造／設備関係規定の近年の改正内容等
    - ② 構造／設備設計に関する科目として、最新の建築技術、設計・工事監理の実務の動向、建築物の事故事例、処分事例及びこれを踏まえた職業倫理等とし、具体的な内容は告示等で明確化する。
  - ・ 1時間程度、択一方式又は○×方式の修了考査を実施する。

##### 2) 登録講習機関の実施体制等

- 修了考査問題の作成及び結果の判定は、登録講習機関ごとに、建築士を含む合議制の機関（作成委員会）を設置し、行うこととすべきである。
- 修了考査の水準を担保するため、修了考査の基準を作成すべきである。

#### 5. 管理建築士講習について

建築士事務所の技術的総括を行う管理建築士の要件として行う管理建築士講習の概要について、以下の方向でとりまとめを行った。

##### 1) 講義・修了考査

- 講義・修了考査については、以下の方向で整理すべきである。
  - ・ 1日間の講習とする（講義5時間程度、修了考査1時間程度）。
  - ・ 講義内容は、
    - ① 関係法令に関する科目として、建築士法等のうち建築士事務所業務に関連す

る事項 等

- ② 建築物の品質管理に関する科目として、業務の進め方や管理方法、経営管理、紛争防止 等

とし、具体的な内容は告示等で明確化する。

- ・ 講義内容の理解度を確保するため、1時間程度の○×方式の修了考査を実施する。
- ・ 修了考査問題は、講義内容に応じバランスよく出題することとし、テキストに類似問題が記載されているような場合を除き、テキストの持込みを特に禁止しないこととする。
- ・ 修了考査問題の問題数については、問題難易度、合格水準等と併せて、1時間で実施可能な出題数に設定するべく、検討する。
- ・ 修了考査に合格できなかった者は、再度、講義・修了考査を受けることとする。

## 2) 登録講習機関の実施体制等

- 修了考査問題の作成及び結果の判定は、登録講習機関ごとに、建築士を含む合議制の機関（作成委員会）を設置し、行うこととすべきである。
- 年間に複数回、講習を実施する場合に、修了考査問題を過度に反復使用することを制限する観点から、講習実施回数に応じ、修了考査問題をストックさせることを検討すべきである。
- 登録講習機関による講習実施の透明性を高める観点から、講習教材、修了考査問題、修了考査の合格基準点等を公表することとすべきである。

## 3) 実務経験審査

- 3年間の実務経験内容は、原則として、建築士事務所における実務経験（建築士法に定める建築士事務所開設が必要となる業務）とし、その具体的内容を提出させることにより確認すべきである。
- 実務経験については、原則として管理建築士が証明を行うこととし、管理建築士が死亡等の場合でこれらの証明が出来ない場合は、他の建築士が証明を行うこととし、あくまでも、建築士による証明を求めることとすべきである。  
なお、他の建築士が証明を行う場合は、建築士関係の団体が面接等を行い、その実務経験を証明することについても、今後検討を行うべきである。
- 管理建築士講習に関し、当初3年間は、法施行時点で既に建築士事務所の管理建築士である者が大量に受講することが見込まれ、この場合の実務経験審査について建築士事務所登録の際の資料等を活用するなど、弾力的な対応について検討すべきである。

## 工事監理業務の適正化について

社会資本整備審議会答申のなかでは、工事監理に関し、一連の欠陥住宅問題や構造計算書偽装問題等を通じて、工事監理が適切に機能していない実態が明らかになっていることから、工事監理の方法、内容、範囲等を明らかにして、工事監理者の責任の明確化を図る必要があるとの指摘がなされている。

小委員会では、こうした指摘を踏まえ、工事監理業務の課題について議論を行い、工事監理業務を適正化するとともにその実効性を確保する観点から、今後の方向性をとりまとめることとした。

### 1. 工事監理の定義（規定）について

建築士法において、工事監理とは、「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認すること（士法第2条第6項）」と定義されている。

なお、同様に、設計図書とは、「建築物の建築工事实施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書（士法第2条第5項）」と定義されており、一定規模以上の建築物に関し、その者の責任において、

- ① 設計図書を作成すること
- ② 工事を設計図書と照合しそれが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認すること

が建築士の独占業務となっている。

また、工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、工事監理者である建築士は、「直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりを実施するよう求め、当該工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する（改正後の士法第18条第3項）」こととされている。

一方、建築士法第25条に規定する業務報酬基準（昭和54年告示1206号）においては、標準業務として、「工事監理」と「工事監理に付随する業務」を定め、こ

これらの業務量を合算して「工事監理等」として標準業務量（人日）を算出している。

（参考）業務報酬基準における標準業務のうち「工事監理等」について

（１）工事監理

①設計意図を施工者に正確に伝えるための業務

- ・ 施工者との打合せ
- ・ 図面等の作成

（注：スケッチ等であり、実施設計の延長と考えられる図書は含まない旨の注記あり。）

②施工図等を設計図書に照らして検討及び承諾する業務

- ・ 施工図の検討及び承諾
- ・ 模型、材料及び仕上げ見本の検討及び承諾
- ・ 建築設備の機械器具の検討及び承諾

③工事の確認及び報告

- ・ 工事が設計図書及び請負契約に合致するかどうかの確認及び建築主への報告
- ・ 工事完了検査及び契約条件が遂行されたことの確認

④工事監理業務完了手続

- ・ 契約の目的物の引渡しの立会い
- ・ 業務完了通知書及び関係図書の建築主への提出

（２）工事の契約及び指導監督

①工事請負契約への協力

（略）

②工事費支払審査及び承諾を行う業務

（略）

③施工計画を検討し、助言する業務

## ２．工事監理業務の課題

### １）工事監理段階で生じている課題

業務報酬基準（告示１２０６号）に標準業務として定める「工事監理等」に基づき、実際に行われている業務は、言い換えれば、工事監理者である建築士が建築主から「工事監理等」の名目で報酬を得て行っている業務であるが、必ずしも、工事を設計図書と照合するという本来の工事監理業務に重点が置かれているわけではないとの指摘がある。

すなわち、建築士法に定める工事監理業務及びこれに附随する業務（工事の契約及び指導監督）のほか、工事施工段階で行われる設計業務が、相当の業務量で混在する実態があるとのことである。なお、こうした設計業務は工事監理業務の課題の要因とはなっている面はあるものの、一方で、こうした設計行為を通じて、建築士が良質な建築物を創っているという実態は十分に尊重すべきとの意見もあるところである。

（工事施工段階で行われる設計業務の例）

- ・ 一部の設備機器のように、工事着手前の設計段階では基本的な条件を満たすように仕様を確定させ、この内容で建築基準法への適合を確認した上で、当該部分の工事着手前までに具体的かつ詳細な設計内容を確定させる場合の設計業務
- ・ 建築基準法への適合は確認されているものの、一部の設計図書において工事内容に未確定部分がある場合に、これを補い、詳細図等において、具体的かつ詳細な設計内容を確定させる場合の設計業務
- ・ 追加業務として行うべき変更設計業務

限られた「工事監理等」の業務報酬のなかで、現実的に必要とされる上記の工事施工段階で行われる設計業務が優先される結果として、工事を設計図書と照合するという建築士法に定める工事監理業務が、残された業務報酬で実施可能な範囲でしか行われていない実態があるとの指摘がある。

なお、こうした実態とは別に、そもそも建築主が工事監理業務の重要性・必要性を理解せず、十分な報酬を支払わないことから、結果として十分な工事監理がなされていない状況も相当数あるとの指摘もある。

## 2) 原因として考えられる事項

### ① 業務報酬基準（告示1206号）の課題

業務報酬基準に定める「工事監理等」のうち、「設計意図を施工者に正確に伝えるための業務」と「施工図等を設計図書に照らして検討及び承諾する業務」には、本来であれば、設計行為の一環として設計者が行うことが合理的と思われる業務が含まれている。

昭和54年の業務報酬基準作成当時は、建築士が、設計業務に継続して工事監理業務を行うことを念頭に、設計業務の一部を「工事監理等」に位置付けてきたものと思われるが、これが設計業務と工事監理業務の適切な役割分担や責任関係を混乱させる一つの要因となっているのではないかとの指摘がある。すなわち、現在の告示1206号に規定する「設計業務」・「工事監理業務」と「設計業務を行う者」・「工事監理業

務を行う者」が混然としており、整理を行う必要があると考えられる。

## ② 設計実務上の課題

設計図書（実施設計図書）には、建築主の要求を満たした上で、法適合性に加えて、施工の実現性が求められる。これらの条件を満たした設計図書があれば、工事施工者はこれに基づき施工が可能となり、工事監理者は、「工事と設計図書を照合」することで工事監理業務を遂行することが可能となる。

しかしながら、建築主や施工者の選択肢を確保するために施工の実現性を担保する情報に未確定の部分を残して工事着工し、施工段階で協議しながら確定させていくことが慣行として行われている実態がある。この結果、一部の仕上げ材料、設備機器等のように、工事着手前の設計段階では基本的な条件を満たすように仕様等を確定させ、当該部分の工事着手前までに具体的かつ詳細に設計内容を確定させることに一定の合理性があるものに関する設計行為がある一方で、建築主の要求や法適合性は満足しているものの、施工の実現性を担保する情報が満たされていない、いわば「未確定の設計図書（実施設計図書）」を補うための設計行為もあり、これらに加え、本来であれば追加業務として行うべき設計変更業務も混在している実態がある。

「未確定の設計図書」を補うための設計行為の存在と、本来であれば追加業務として行うべき設計変更業務に十分な報酬が支払われていないことのいずれもが、十分な工事監理が行えない要因となっているとの指摘がある。

## 3. 工事監理業務の充実に向けた、今後の方向性

工事監理業務の課題を踏まえ、以下の見直しの方向性に従い、具体的な制度設計を行うべきと考える。

ただし、この場合も、設計業務の実態としては建築基準法による法適合性の確認には影響しない範囲で、工事内容の具体的な確定のために行われる補完的な設計業務について、当該部分の工事着手前であれば、工事施工段階における設計行為もあり得るし、立場の異なる複数の設計者が実施設計等を分担して行う設計行為もあり得るとの認識に立つべきである。

### 1) 業務報酬基準（告示1206号）の見直し（標準業務内容）

- 現在の業務報酬基準に定める「工事監理等」について、工事監理の充実の観点から、以下の3つに区分して整理を行うべきである。この場合、工事施工段階で行

われる設計行為のうち、工事施工段階で行うことに合理性がある設計業務については標準業務に位置付け、これも含めて「設計に関する業務」の業務量を算出すべきである。一方で、未確定の設計図書を補う設計行為は実施設計に包含されていると整理すべきであり、また、工事施工段階で行われる設計変更業務については追加業務として明確化すべきである。

- ・ 建築士法で定める工事監理業務（狭義の工事監理）
  - ・ 工事監理に附随するその他の業務（建築工事の契約に関する事務及び建築工事の指導監督）
  - ・ 工事施工段階で行うことに合理性がある設計業務
- これと併せて、「設計に関する業務」の標準業務とは、「建築主の要求や法適合性のみならず、施工の実現性も満たした実施設計図書を作成すること」と位置づけるべきである。加えて、これに不十分な設計図書を作成した場合については、業務量を補正することを業務報酬基準においても明示すべきである。
- さらに、現行の業務報酬基準における「工事監理等」のうち「(1) 工事監理」に示された「①設計意図を施工者に正確に伝えるための業務」、「②施工図等を設計図書に照らして検討及び承諾する業務」について、設計者が行う業務と工事監理者が行う業務に整理を行うべきである。
- こうした標準業務内容の見直しに併せて、建築士関係の団体により、いわゆる四会連合協定業務委託契約約款・業務委託書の見直しを行うことが望まれる。

## 2) 業務報酬基準（告示1206号）の見直し（標準業務量）

- 別添資料⑤を参考に、一定水準の工事監理を行う場合の業務量を実態調査により求め、これをもとに標準業務量を定めるべきである。

## 3) 工事監理のマニュアル（ガイドライン）の策定

- 工事監理業務における図書と工事の照合に関し、具体的な照合方法の詳細等について定めたマニュアル（ガイドライン）を、別添資料⑤を参考に策定すべきである。

## 4) 中間検査・完了検査申請書における工事監理の状況報告の充実

- これらの措置により、工事監理の水準が実態的に向上することを前提に、建築基準法における適合性を確保する観点から、中間検査・完了検査の際に提出される工事監理の状況報告書の記載を充実させるべきである。

## 5) その他の見直し

- なお、これらの他に、
  - ・ 建築士試験内容の見直しに際し、工事監理に関する出題を増加させる
  - ・ 建築士受験資格における実務経験見直しに際し、工事監理に資する実務を位置づける  
等を検討すべきとの指摘があった。

### 業務報酬基準（告示1206号）の見直しについて

社会資本整備審議会答申のなかでは、業務報酬に関し、特に下請となっている構造設計や設備設計を担当する建築士は契約関係上弱い立場にあり、十分な報酬が得られない等の問題が生じているとの指摘がなされている。また、建築士法第25条に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（業務報酬基準）は、標準的な業務内容と業務量を示すものであるが、制定当時と比較して、業務内容が質・量ともに変化しており、また、業務量も専門分野別に対応したものとになっていないこと等から、業務実態に合わなくなっているとの指摘がなされている。

小委員会では、こうした指摘を踏まえ、建築士事務所における業務の適正化を担保するとともに、建築主にとっても委託する設計業務や工事監理業務の報酬決定に際しての目安となるよう、業務報酬基準の見直しについて議論を行い、見直しの方向性をとりまとめることとした。

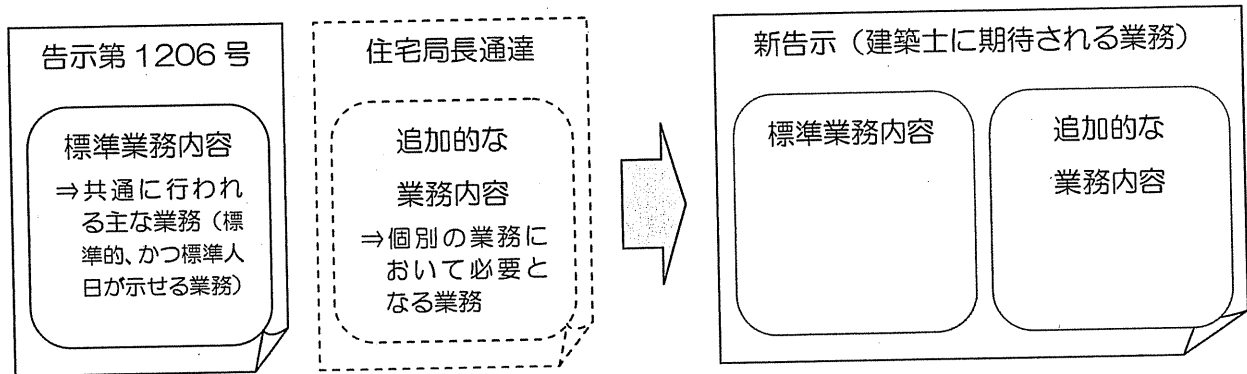
#### 1. 基本的考え方について

- 業務報酬基準の実効性を高める観点から、「建築主が容易に理解できる業務報酬基準体系とすること」を基本とし、業務報酬基準の見直しを行うべきである。

#### 2. 標準業務内容の見直しについて

- 告示1206号と住宅局長通達を融合させ、業務量の略算表の対象となる「標準業務」と対象とならない「追加的な業務」（の例示）を明記する方式に見直すべきである。





### 【現行】

- 告示の中で標準業務内容が、通達の中で追加的な業務内容が明記。
  - 通達が存在があまり知られておらず、追加的な業務が社会に認識されていない状況。
- この結果として、設計変更等の追加的な業務が業務報酬に反映されていないとの不満の声が多い。

### 【見直しの方向性】

- 現在の告示と通達を融合させ、新告示の中で、標準業務内容と追加的な業務内容を明記。

- 四会契約約款・業務委託書との整合を図りつつ、別添資料⑥を参考に、告示の標準業務内容を修正する（契約書と報酬基準における標準業務の整合を図る）こととすべきである。併せて、追加的な業務の例示についても別添資料⑥を参考に修正すべきである。
- こうした標準業務内容の見直しに併せて、建築士関係の団体により、いわゆる四会連合協定業務委託契約約款・業務委託書の見直しを行うことが望まれる。[再掲]

### 3. 業務量の略算表の見直しについて

- 業務量の略算表について、以下の方向で整理を行うべきである。
- 1) 建築物の用途等による類別について [別添資料⑦参照]
  - ・ 戸建住宅を除き3類型となっている現行の類別について、施設類型を詳細化し、サンプル抽出、実態調査を行ったうえで、意匠・構造・設備の建物規模（床面積）に応じた業務量の挙動が概ね一致するものを、同じ類別として整理を行うこととする。

- ・ 業務量の略算表について、意匠・構造・設備それぞれの実情に応じた補正を行えるよう、こういった建築物について業務量の補正を行うのか、その考え方を示す。
- 2) 工事費の別を床面積の別に改めることについて
- ・ どういった類の建築物に関する標準的な業務量を示しているかを明確にするため、業務量の根拠となる建築物のイメージを、施設類型、補正要素の考え方を踏まえ、出来る限りわかりやすく示す。
  - ・ なお、これまでの業務報酬基準との比較を行うため、工事費の別でも業務量が示せるように実態調査を行うとともに、これを併記することについても、実態調査の結果を踏まえ、検討する。
- 3) 構造・設備を区分して示すことについて
- ・ 設計・工事監理とともに、専門分化に対応して、意匠・構造・設備に分割するとともに、これらを統轄する業務についても業務量を示す方向で実態調査を行う。
  - ・ なお、統轄する業務の取扱いについては、実態調査を踏まえ、検討する。

#### 4. 業務報酬基準（告示1206号）における工事監理業務の充実について

- 別添資料⑤を参考に、一定水準の工事監理を行う場合の業務量を実態調査により求め、これをもとに標準業務量を定めるべきである。[再掲]

#### 5. その他

- こうした見直しの方向性を踏まえ、業務報酬基準の実態調査を行ったうえで、業務報酬基準の改訂を行うべきである。なお、この場合、今回の改正建築基準法の施行に伴う業務量の影響についても考慮すべきである。また、業務量の示し方については、人日ではなく、詳細に人時で示す方向で検討すべきである。
- また、業務報酬基準は今後、定期的に見直しを行うべきであり、これに備え、業務実態（標準業務・追加的業務の業務量等）のデータ収集方法等について検討を行うべきとの指摘があった。国土交通省のみならず、建築士関係の各団体が積極的に実態調査を行い、業務実態の分析を行うことで、業務報酬基準が建築主にとってさらにわかりやすく、使いやすいものとなることを大いに期待するものである。

## 建築士事務所が加入する設計賠償責任保険の充実について

### 1. 現行の保険制度の課題

現行の建築士事務所が加入する設計賠償責任保険は、設計・工事監理業務に関する賠償事故をカバーするものであるが、保険料は設計料等（賠償責任額）の0.1%程度となっており、継続加入することで、加入期間中の設計・工事監理に起因する、加入期間中の賠償事故について保険金が支払われる仕組みとなっている。

しかしながら、保険金支払いの対象事故が、原則として建築物の滅失・毀損に限定されている（設計ミスが明白でも建築物に滅失・毀損が生じていない場合は支払われない）こと、近年、事故件数・保険金支払いともに増加し、保険収支が悪化し、保険料引き上げ等の措置が講じられていること、責任の範囲等が必ずしも明確でないものが多いこと、などの課題が指摘されている。

### 2. 今後の方向性

- 建築主保護の観点から、設計・工事監理契約締結前の重要事項の説明時に交付する書面や設計・工事監理契約締結時に交付する書面において、建築士事務所の賠償責任に関する保険についてその加入の有無を記載することを義務付けるべきである。
- 建築物の滅失・毀損に限定されている現行の保険の商品性の向上について、各団体とも協力の上、検討を進めるべきである。

## 大臣の指定する建築に関する科目(案)

分類	標準的な授業内容	標準的な科目の例	必要 単位数
建築設計 製図	建築物及び工作物等を設計したり施工したりするために、その形態、材料、構造などを決め、図面などに表示する演習等	図学、基礎製図、建築設計製図、建築 CAD 演習 等	
建築計画	単体建築物や空間の計画のもとになる人間の行動や意識と空間との相互作用に関するもの	建築計画、住宅計画、住宅地計画、建築防災計画、都市計画、地域計画、景観工学、建築意匠、建築史 等	
建築環境 工学	建築等の環境において人体の健康等に及ぼす影響を考察するもの	建築環境工学、建築音響学、建築音環境計画、建築光環境計画、建築熱環境計画、建築環境測定 等	
建築設備	建築物等に設けられる各種の環境形成・維持システムや、各種の利便設備、安全設備及びそれらを運転するために必要なエネルギー供給設備に関するもの	建築設備、建築設備理論、防災設備論、衛生工学 等	
構造力学	構造物の応力や変形を求める構造計算の基礎理論	構造力学、材料力学、土質力学、構造解析、振動解析、構造実験 等	
建築一般 構造	一般に建築物等を実態的に構築する方法に関するもの	建築一般構造、建築構法、構造計画、鉄骨構造、木構造、鉄筋コンクリート構造、耐震構造、建築防火工学 等	
建築材料	建築物及び工作物等に使用される材料及び仮設材に関するもの	建築材料学、建築材料計画、建築材料実験 等	
建築生産	建築又は建設の工事の実施及び建築生産に関するもの	建築施工、建築生産、建築生産管理、建築積算、建築経済学 等	
建築法規	建築物等に関する基準などを定めた法令及び建築行政に関するもの	建築法規、建築都市法規、建築行政 等	
その他	上記分類以外のその他建築に関するもの	建築情報処理演習、建築造形演習、測量学実習、ランドスケープ、建築職能論、建築倫理 等	
合 計			

(注)対象外となる科目の例

交通計画学、上下水道工学、水理工学、河川工学、河川環境工学、海岸環境工学、港湾工学、鉄道工学、土木振動学、道路工学、橋梁工学、数理解析、情報処理、絵画、彫塑 等

## 指定科目の必要単位数について（案）

## ① 分野ごとの必要単位数等

	《一級建築士》	《二級・木造建築士》 大学・短大・高専の場合	《二級・木造建築士》 工業高校の場合
建築設計製図	(7単位以上)	(5単位以上)	(3単位以上)
建築計画	(7単位以上)	(7単位以上)	(2単位以上)
建築環境工学	(2単位以上)		
建築設備	(2単位以上)		
構造力学	(4単位以上)	(6単位以上)	(3単位以上)
建築一般構造	(3単位以上)		
建築材料	(2単位以上)		
建築生産	(2単位以上)	(1単位以上)	(1単位以上)
建築法規	(1単位以上)	(1単位以上)	(1単位以上)
上記の最低単位数	30単位程度	20単位程度	10単位程度
その他	適宜	適宜	適宜
合計最低単位数	<4年制大学> 60単位程度 <短大・高専> 40単位程度	<4年制大学・短大・高専> 40単位程度	<工業高校> 20単位程度

## ② 大学等の別による必要単位数等

	一級建築士の実務経験			二級・木造建築士の実務経験	
	2年	3年	4年	0年	3年
大学	60(30)	<50(30)>	<40(30)>	40(20)	
短大(3年)		50(30)	<40(30)>	40(20)	
短大(2年)			40(30)	40(20)	
高専			40(30)	40(20)	
工業高校					20(10)

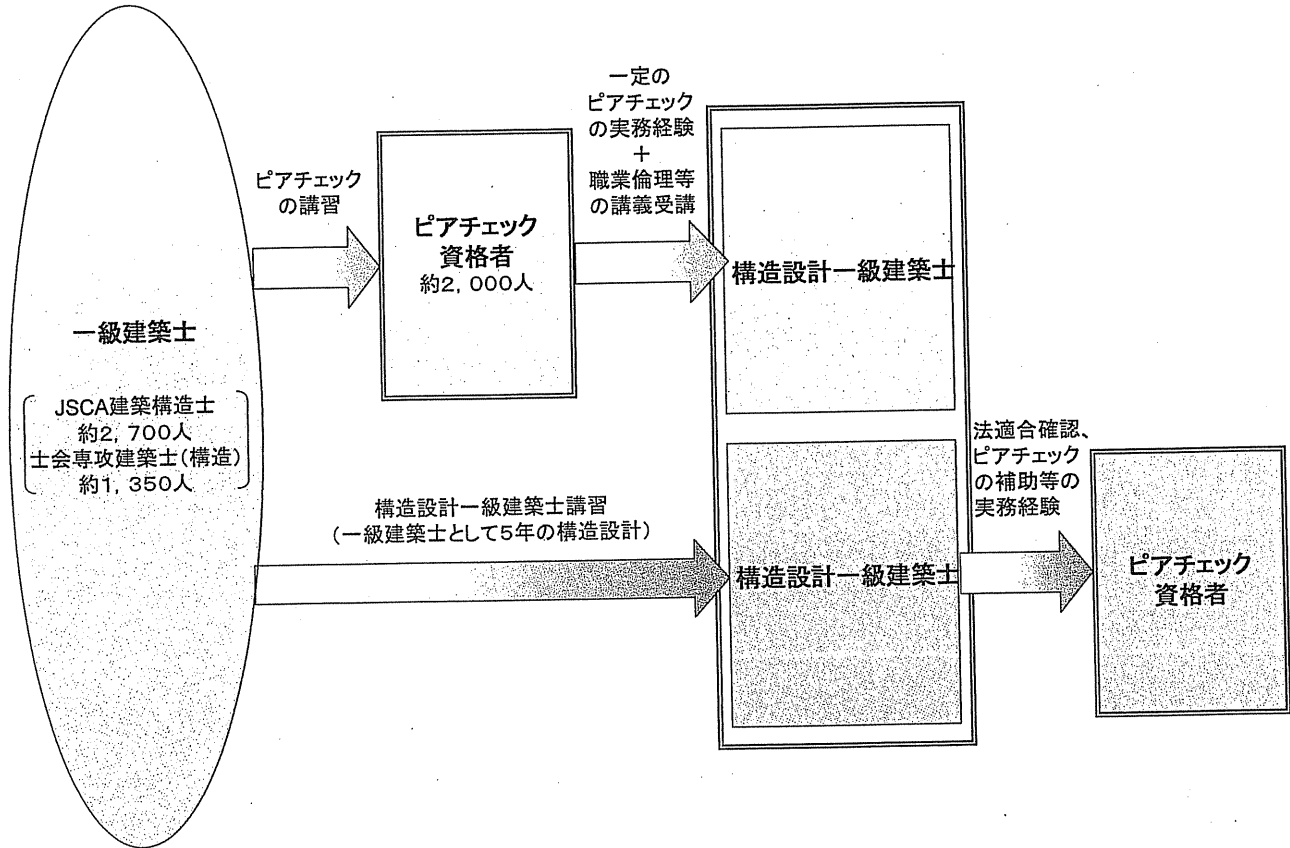
(注) < >書きは、同等認定を行う予定（国土交通大臣による同等認定）。

( )書きは、その対以外の9分野の最低単位数を示し、内数である。

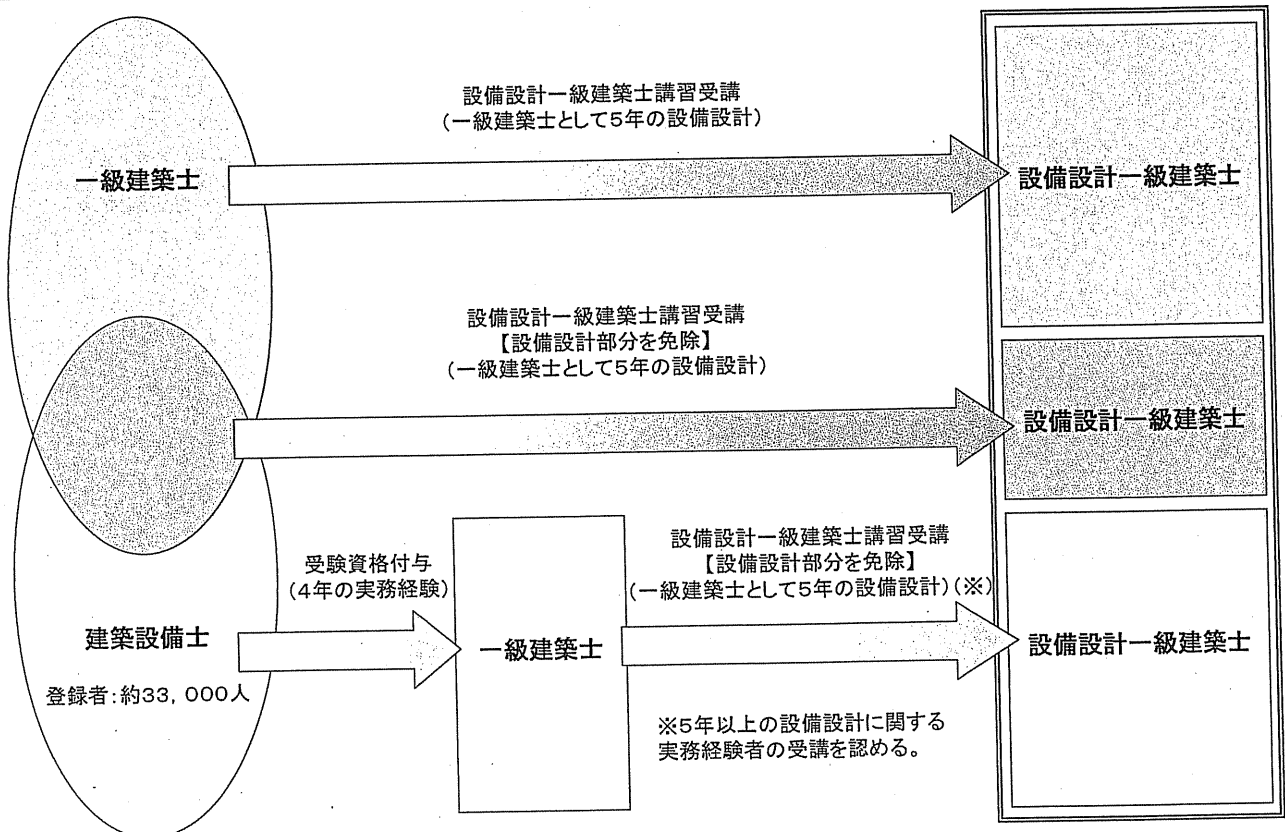
## 実務経験要件の新旧対照（案）

現行	変更（案）
<p>①建築物の設計・工事監理、施工管理関連 ▽建築物の設計・工事監理…○</p> <p>▽建築物の施工管理 ・建築一式工事の施工管理…○ ・大工工事の施工管理…○ ・空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備又は防災設備の施工管理…○</p> <p>・型枠工事、鉄筋工事等の施工管理、鋼構造物関係の施工管理、その他の各部工事関係（屋根、防水工事、タイル工事等）の施工管理…○ ・建築材料・部品関係（カーテンウォール、サッシ等）の施工管理…○</p>	<p>①建築物の設計・工事監理、施工管理関連 ▽建築物の設計・工事監理…○</p> <p>▽建築物の施工管理 ・建築工事の施工管理…○ ・大工工事（造作工事等を除く。）の施工管理…○ （注：いずれも、設計図書・施工図等を作成するなど、こうした図書と密接に関わりを持ちつつ、建築物全体を取りまとめるものに限る。）</p> <p>・型枠工事、鉄筋工事等の施工管理、鋼構造物関係の施工管理、その他の各部工事関係（屋根、防水工事、タイル工事等）の施工管理…× ・建築材料・部品関係（カーテンウォール、サッシ等）の施工管理…×</p>
<p>②建築積算関連…○（単なる計算業務を除く。）</p>	<p>②建築積算関連…○（単なる計算業務を除く。）</p>
<p>③建築士のその他業務関連等 ▽ 建築士法第 21 条で規定する建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定及び建築に関する法令又は条例に基づく手続の代理等の業務…○</p> <p>▽営業関連（建築に関するセールスエンジニア）…○</p>	<p>③建築士のその他業務関連等 ▽ 建築士法第 21 条で規定する建築工事契約に関する事務、建築物に関する調査又は鑑定及び建築に関する法令又は条例に基づく手続の代理等の業務…× ▽ 建築士法第 21 条で規定する建築工事の指導監督、耐震診断等に関する業務…○ ▽営業関連（建築に関するセールスエンジニア）…×</p>
<p>④官公庁での建築行政・営繕 ▽建築行政…○ ▽建築確認…○ ▽建築営繕…○ ▽都市計画関連 ・都市計画コンサルタント…○ ・区画整理事業補償（建築に係る業務）…○</p>	<p>④官公庁での建築行政・営繕 ▽建築行政…× ▽建築確認…○ ▽建築営繕…○ ▽都市計画関連 ・都市計画コンサルタント…× ・区画整理事業補償（建築に係る業務）…×</p>
<p>⑤建築（工）学関係大学院での建築に関する研究 …条件付きで（課程修了者、研究テーマ、指導教官の証明等）○</p>	<p>⑤建築（工）学関係大学院での建築に関する研究 …通常の大学院での研究×。ただし、設計・工事監理に関する業務についての実務訓練と同等となる内容を充足している教育…○</p>

必要となる技術者の確保のための措置(構造)



必要となる技術者の確保のための措置(設備)



## 工事監理業務の具体的内容(木造戸建住宅以外の場合)

工事区分	項目	工事監理要領	工事監理内容	備考
① 工事着工前及び当初業務	設計図書	設計図書の検討	設計図書の説明(特に設計上重要な事項)	設計者との打合せ
	※(工事施工体制)	書類の受理・確認	施工計画書(安全・衛生・近隣公害への考慮)、総合工程表(関連工事との調整)、見積内訳明細書、工事着手届、現場代理人、主任技術者届、現場員配置届、下請リスト等	建築主への提出
② 工事期間中の共通業務	総合打合せ会	打合せ会出席(随時)、記録の受理	部分工程、各工事間の調整	着工時には工事監理に関する業務の実行方式についての確認
	官庁検査	検査立会	中間検査、竣工検査	
	※(工事報告書)	報告書の受理	出来高、工事内容、検査、打合内容	建築主への提出
	※(工事費請求)	書類の受理・確認	出来高調書、請求書	建築主への提出
	竣工検査	検査及び検査立会い	建築主	建築主検査・立会い
	引き渡し関係書類	書類の受理・確認	竣工検査願、竣工届、引き渡し書	
	引き渡し	引き渡し立会い		
	監理業務完了報告書	書類の提出		建築主へ提出
※(設計変更)	設計変更の指示、見積書の受理	建築主と打合せ、設計図書、指示書	設計者との打合せ	
③ 仮設工事	施工計画	施工計画書の受理	仮設計画書(敷地境界、仮囲い、ベンチマーク、足場、揚重機、仮設建物、仮設動力等)、安全・衛生・近隣公害対策、関連工事との調整	
	なわ張り	検査立会い・確認	建築基準線と敷地境界線との距離・角度、建物の大きさ、方位	
	ベンチマーク	検査立会い・確認	位置、高さ(設計GLとの関係)築造方法(沈下・移動防止)、養生	周辺構築物(沈下・移動のない物)に予備のベンチマークを設けておく
	遣り方	検査立会い・確認	高さ(設計GLとの関係)柱芯、壁芯、敷地境界との関係、逃げ墨	
	仮囲い足場	—	—	—
④ 土工事	施工計画	施工計画書の受理・助言	[山止め]工法、構造計算、施工図(建築外壁線・柱・梁との関係)、計測管理計画 [根切り]工法、施工図 [排水]工法、施工図	
	山止め	検査・測定記録の受理・確認	山至架構の施工精度、山止め壁の変形、切りばりの軸力、周辺地盤、建物・埋設管の沈下	
	根切り	検査立ち合い・確認、根切り深さの変更の有無の指示	基準高からの深さ、平面形状、根切り底の土質確認(直接基礎の場合、支持地盤の有無確認)	
	埋め戻し、盛土	検査立会い・確認(ぬきとり)	埋め戻し土、締め固め状況	
⑤ 地業工事	施工計画	施工計画書の受理・承諾	杭配置図、杭頭処理法 [既成杭]杭打ち工法、支持力の算定法 [場所打ち杭]掘削工法、スライムの処理方法、コンクリートの調合、鉄筋かごの組立て・継手方法	設計条件を満足し、近隣公害対策を配慮した適正工法の選定
	施工業者選定	選定案の受理・確認	経歴書、施工実績、溶接工の資格	施工及び管理能力を有する業者の選定
	杭材料	検査立会い・確認(ぬきとり)、検査記録の受理・確認	[既成杭]杭材の規格、JIS マーク、径と長さ、製造年月日 [場所打ち杭]鉄筋の規格・径・長さ、コンクリートのスランプと圧縮強度	
	試験杭	試験杭の立ち合い・確認、記録の受理・確認、変更の有無の指示	[既成杭]打ち止り深さ、支持力 [場所打ち杭]支持層の探さ	



工事区分	項目	工事監理要領	工事監理内容	備考
⑤地業工事	本杭	施工記録の受理・確認、変更の有無の指示	杭の位置と深度、障害物の有無 〔既成杭〕最終貫入量、リバウンド量、推定支持力、杭体破損の有無 〔場所打ち杭〕孔径、深さ	設計支持力を満足するための最終貫入量（既成杭）と支持地盤（場所打ち杭）の確認
	載荷試験計画	計画書の受理・承諾	載荷装置、載荷重、載荷方法、試験杭・反力杭の位置	設計図書に指示ある場合
	載荷試験	試験立ち会い・確認、試験記録の受理・確認、変更の有無の指示	降伏荷重、極限荷重、支持力	
	杭頭処理	杭頭処理の検査・確認（抜き取り）	基礎中へのアンカー方法	
	直接基礎の地業	—	—	
⑥鉄筋コンクリート工事	コンクリート施工図	施工図の受理・承諾、断面・位置変更の有無の指示	階高、スパン、基礎・柱・梁・床板・壁等の位置と寸法、開口部の位置と寸法、貫通孔・埋め込み器具・アンカーボルト・インサート・差し筋の位置と寸法、防水立ち上りの納まり、外壁伸縮目地の位置と寸法、屋根床板の勾配、木レンガの位置、建築図（仕上げしる）・構造図（必要断面）・設備図（配管、ダクト、機器）との照合による増し打ち・断面大損・躯体位置変更等の有無接討	建築図、構造図、整備図との照合
	型枠工事施工計画	施工計画書の受理・承諾	型枠材料、存置期間	躯体精度を確保する型枠構成と所要コンクリート強度発現までの存置期間
	配筋要領図	配筋要領図の受理・承諾	基礎・柱・梁・床板・壁等の鉄筋種別・径・長さ・位置・間隔・本数・継手位置、継手長さ、バンド位置、定着長さ、フックの形状、被り、開口、貫通孔廻りの補強筋の径・長さ・本数・柱と梁取合部（パネルゾーン）等重要部位の配筋納まり	配筋要領図の作成
	コンクリート工事施工計画	施工計画書の受理・承諾	〔製造工場〕JIS表示許可の有無 〔調査〕調合強度、有害成分の対策、計画調合表 〔打ち込み〕締め固め方法、打ち継ぎ位置、養生方法 〔試験〕テストピース採取要領（採取位置、個数、養生方法）、圧縮試験要領、スランプ、空気量・比重の現場試験要領	設計強度を満足し、ワーカビリティが良く、収縮率の低いコンクリート調合とジャンカ・コールドジョイントのない密実なコンクリート打ち込み方法
	鉄筋・型枠の材料	鉄筋の証明書・試験記録の受理・確認	〔鉄筋〕JIS規格証明書、試験記録	
	配筋	検査立ち会い・確認（抜き取り）	鉄筋径・位置・間隔・本数・定着位置と長さ、継手の位置と長さ、被りとスペーサー位置、スターラップ・フープの位置と形状、バンド位置、フックの形状、差筋・補強筋の位置と本数、結束と保持 〔圧接〕圧接工の資格、圧接面の処理、圧接位置、コアの形状	
	圧接試験	試験記録の受理・確認	引っ張り強度（切断部位置）	
	墨出し	検査立ち会い・確認（抜き取り）	基準墨	
	型枠組み立て解体	検査立ち会い・確認（抜き取り）	〔組み立て〕基礎・柱・梁・壁・床接の位置と寸法 〔解体〕存置期間	躯体精度を確保する型枠構成と、所要コンクリート強度発現までの存置期間の確認
	コンクリート打ち込み	—	—	
	コンクリート試験	試験記録の受理・確認	軽量コンクリートの比重、圧縮強度	
	打ち上りコンクリート	コンクリートの検査（抜き取り）、補修方法の承諾	表面状態・補修カ所・補修方法	
	事骨⑦ 工鉄	製作工場選定	選定案の受理・承諾	経歴書、施工実績、工場規模、所有設備、生産能力、管理能力、溶接工、製品運搬経路

工事区分	項目	工事監理要領	工事監理内容	備考
	工場製作要領	要領書の受理・承諾	製作工程、管理体制、鋼材、高力ボルト、溶接棒の種別と使用部位、現寸要領、加工・組み立て方法、溶接方法、各種検査要領、錆止め塗装、記号	鉄骨の品質を確保するための製作・管理・検査方法の決定
	材料	証明書・試験記録の受理・確認	鋼材・高力ボルトの JIS 規格証明書、試験記録	
	溶接工技量付加試験(溶接部の重要度が高い場合)	試験立ち会い・確認	溶接姿勢、溶接部の目視・非破壊試験曲げ・引っ張り試験	
	工作図	工作図の受理・承諾	建物の基準線と鉄骨基準線との関係、スパン、階高等の基準寸法、柱・梁・筋違い等の位置と断面寸法、継手位置と部材間のクリアランス、アンカーボルトの材種・径・長さ・位置、本数、高力ボルトの材種・径・本数、ボルト孔の径・間隔・へりあき、溶接記号と溶接部の形状・寸法、接合部の詳細寸法、鉄筋貫通孔の位置・径、設備配管貫通孔・コンクリート充填孔の位置・形状・寸法・補強、その他工事(内外装・建具等の下地との取り合い)との関連、キャンパーの大きさ、各部材の使用材種、部材記号	仕上げ工事・設備工事との関連及び仮設金物の取り付け等について確認する
	現寸図(必要力所のみ)	検査立ち会い・確認(抜き取り)	現場用と現寸図用のスチールテープ照合、建物基準線と鉄骨基準線との関係、スパン、階高等の基準寸法、柱・梁・筋違い等の位置と断面寸法、継手位置と部材間のクリアランス、アンカーボルトの材種・径・長さ・位置・本数、高力ボルトの材種・径・本数・ボルト孔の径・間隔・へりあき、溶接記号と溶接部の形状・寸法、接合部の詳細寸法、鉄筋貫通孔の位置・径、設備配管貫通孔・コンクリート充填孔の位置・形状・寸法・補強、その他工事(内外装・建具等の下地との取り合い)との関連、キャンパーの大きさ、各部材の使用材種、部材記号、現寸図作成カ所	工作図と照合
	製品	検査立ち会い・確認(抜き取り)、検査記録の受理・確認	鉄骨業者の社内検査結果確認、各部材の加工精度(階高・部材長さ・材断面・仕口の寸法・水平・垂直・角度、曲り・ねじれ・まくれの有無)、溶接部目視検査(アンダーカット・ピット・オーバーラップ・ビードの不整・すみ肉の脚長不足・突き合わせの余盛り不足・われ・クレーター・スラグ除去不良の有無)、溶接部非破壊検査(ブローホール・溶け込み不足・われ・スラグ巻き込み等の有無)、高ボルト摩擦面の処理、各種貫通孔の位置と寸法、錆止め塗装、部材記号	寸法精度と仕上げの程度の確認
	現場施工計画	計画書の受理・承諾	建方順序、アンカーボルトのセット方法、建方補強方法、本締めボルトの施工と検査方法、現場溶接の施工と検査方法	
	建方	検査立ち会い・確認(抜き取り)	アンカーボルトのセット状況、柱・梁の位置と方向、仮締めボルトの本数、建方補強、歪み直し、建入れ測定	
	高力ボルト接合	検査立ち会い・確認(抜き取り)、検査記録の受理・確認	本締め後のトルク値	
	現場溶接	検査立ち会い・確認(抜き取り)、検査記録の受理・確認	溶接部目視検査(アンダーカット・ピット・オーバーラップ・ビードの不整・すみ肉の脚長不足・突き合わせの余盛り不足・われ・クレーター・スラグ除去不良等の有無)、溶接部非破壊検査(ブローホール・溶け込み不足・われ・スラグ巻き込み等の状況)	
ツク工事 ⑧ コンクリート プロ	施工図	施工図の受理・承諾	材種、寸法、割り付け、控え壁・開口部・貫通部の位置・補強、基礎・躯体との定着	特に補強筋と充てんモルタルの効果に注目
	施工要領書	施工要領書の受理・承諾	1日の積み上げ高さ、検査要領	
	検査	—	—	目視による

工事区分	項目	工事監理要領	工事監理内容	備考
⑨ クリート板工事 ALC及び有孔PCコン	施工図	施工図の受理・承諾	割り付け、躯体との取り付け、開口部まわりの補強、モルタル充填	特に層間変位への追随性、漏水に対する対応に注目
	施工要領書	施工要領書の受理・承諾	取り付け、モルタル充填、検査要領	
	検査	—	—	必要により溶接部の非破壊試験
⑩ 木工事	施工図	施工図の受理・承諾	躯体との取り付け、取り合い	
	施工要領書	—	—	
	検査	—	—	目視による
⑪ 防水工事	施工図	施工図の受理・承諾	材種ごとの防水保護層・下地との納まり(防水層貫通部、防水層立ち上り部、防水端部、出隅・入隅部、シーリング部、エクспанション部、ドレイン等取り付け部、伸縮目地部など)	
	施工要領書	施工要領書の受理・承諾	重要部位・重要作業ことの工法・養生・検査要領(次項「検査」の内容に同じ)	
	下地検査	検査記録の受理・確認	下地の平坦度・水勾配・乾燥・作業面および周辺環境の清浄程度	
	防水層施工と仕上り	検査記録の受理・確認	出隅・入隅部、立ち上り部、端末部、取り付け品まわり、防水層貫通部、シーリング部、目地部	
	水張り試験	試験記録の受理・確認	防水層の漏水	必要により水張り試験
⑫ 石工事	施工図	施工図の受理・承諾	緊結方法、取り付け金物、防錆	
	施工要領書	—	—	
	検査	—	—	目視による
事 ⑬ タイル工事	施工図	施工図の受理・承諾	伸縮目地、特殊部分の取り付け金物	
	施工要領書	—	—	
	検査	—	—	目視および叩きによる
事 ⑭ 屋根及び樋工事	施工図	施工図の受理・承諾	主要部(軒・棟・けらば、谷)、壁・樋などとの取り合い、仕上げ材・下地材の躯体への取り付け、防錆・防食・シーリング	
	施工要領書	—	—	
	検査	—	—	目視による
⑮ 金属工事	施工図	施工図の受理・承諾	部材寸法、部材相互・躯体との固定、防錆・防食	
	施工要領書	—	—	
	検査	—	—	目視による
⑯ 左官工事	施工図	施工図の受理・承諾	縞型など特殊部分、異種下地との接合部	
	施工要領書	—	—	
	検査	—	—	目視による
⑰ 木製建具工事	施工図	施工図の受理・承諾	取り付け方法	
	検査	—	—	
ル ⑱ シャッターを含む 金属製建具工事(金属カーテンウオー)	施工図	施工図の受理・承諾	取り付け金物との取り合い、躯体との取り合い	
	施工要領書	施工要領書の受理・承諾	躯体との取り付け方法、検査要領	
	製品検査	検査記録の受理・承諾	防水性能、取り付け部材	
	取り付け検査	—	—	目視による

工事区分	項目	工事監理要領	工事監理内容	備考
⑩ PCCカーテンウォール工事	施工図	施工図の受理・承諾	躯体との取り合い、接合部の取り合い、シーリング	特に層間変位への追随性、漏水に対する対応に注目
	製作要領書	製作要領書の受理・承諾	製作工程、管理体制、形枠、配筋、コンクリート強度、取り付け金物、検査要領	
	製品検査	検査記録の受理・承諾	寸法、鉄筋被覆、表面仕上げ	
	施工要領書	施工要領書の受理・承諾	躯体との取り付け方法、検査要領	
	取り付け検査	—	—	目視による
⑳ ガラス工事	施工要領書	—	—	
	取り付け検査	—	—	目視による
21 工事 塗装	施工要領書	—	—	
	検査	—	—	目視による
工事 その他	類似の項目区分に準じてその都度定める			

注1) 出典：「建築の工事監理」社団法人 日本建築士会連合会  
付1. 工事監理業務のモデルより抜粋

注2) 設備工事の工事監理業務内容を含め、今後精査が必要である。

## 工事監理業務の具体的内容(木造戸建住宅の場合)

工事区分	項目	工事監理要領	工事監理内容	備考
① 着工前	建築主との工事監理実施計画の協議	協議 作成及び確認	・工事監理実施計画の協議 ・工事監理実施計画書の作成	建築主立会 建築主確認
	設計意図把握のための業務	設計図書確認	・設計図書の確認	
② 着工時の確認	着工時の敷地、建物位置及び高さ	立会(目視及び計測) 立会(目視及び計測) 立会(目視及び計測) 立会(目視及び計測)	・敷地形状、境界の確認 ・方位の確認 ・建築物の敷地内の位置の確認 ・前面道路中心線からの地盤高さの確認	建築主立会 建築主立会
	地耐力	立会又は調査報告書確認	・データの出所と確認	
	擁壁の設置状況の確認	立会(目視)		
③ 基礎配筋時の確認	地業	立会(目視及び計測)	・地業、形状、寸法、配置の確認	
	基礎配筋	立会(目視及び計測)	・基礎形状、寸法、配置の確認	
		立会(目視及び計測)	・基礎配筋、床下換気口周りの補強の確認	
		立会(目視及び計測)	・鉄筋・アンカーボルトの材質の確認	
床下換気と床下防湿	立会(目視) 立会(目視)	・床下換気口又はこれに代わるものの確認 ・床下防湿方法の確認		
④ 屋根荷重が構造躯体にかかった時点の確認	土台	立会(目視) 立会(目視) 立会(目視)	・アンカーボルトの緊結及び継手等の確認 ・土台の品質・樹種・形状・寸法の確認 ・防腐・防蟻措置の確認	
	耐力壁の壁量	立会(目視及び設計図書の照合)	・耐力壁の位置・長さ・規格の確認	
	構造材(柱・横架材、小屋組等)	立会(目視) 立会(目視)	・品質・樹種・形状・寸法の確認 ・構造耐力上支障のある断面欠損の有無の確認	
	筋かい等	立会(目視) 立会(目視) 立会(目視)	・配置、品質・樹種・形状・寸法の確認 ・構造耐力上支障のある断面形状の有無の確認 ・代替工法(構造用合板等)の場合の確認	
	接合方法(継手・仕口)	立会(目視)	・接合部、継手・仕口の適・不適の確認	
	使用接合金物の敵・不適	立会(目視)	・使用接合金物の敵・不適の確認	
	構造用木材の含水率	立会(計測)又は材料メーカーの品質保証確認(納品時)	・構造用木材の含水率の確認	
	建物高さの再確認	立会(目視及び計測)	・道路斜線・隣地斜線・北側斜線の照合	
⑤ 仕上げ前の下地の確認	軒裏、外壁	立会(目視)	・防火上の措置の確認	
	壁体内結露防止対策	立会(目視)又は工事施工者からの検査書等の確認	・壁体内部結露防止対策の確認	
	屋根(バルコニー)・外壁・防水・開口部・シーリング状況	立会(目視) 立会(目視)	・屋根(バルコニー)・下地材料・形状の確認 ・外壁・防水・開口部・シーリング状況の確認	
	軸組防腐・防蟻処理	立会(目視)又は工事施工者からの検査書等の確認	・軸組の防腐・防蟻処理の確認	
⑥ 設備類の確認	設備類の確認	立会(目視)又は工事施工者からの検査書等の確認	・排水管の排水状況の確認	
		立会(目視)又は工事施工者からの検査書等の確認	・排気管の排気状況の確認(室内の煙突工事を伴う場合)	
⑦ 工事完了の確認	開口部	立会(目視)	・防火設備の種類の確認	
	シーリング状況の確認	立会(目視)	・シーリング状況の確認	
	設計内容の最終確認	立会(目視と設計図書と照合)	・設計図書との照合	

工事区分	項目	工事監理要領	工事監理内容	備考
	不具合工事の有無	立会(目視)	・不具合工事の有無の確認	建築主立会
	官公庁等の検査の立会い等	立会	・官公庁等の検査の立会い等	
⑧ 工事監理業務完了手続き	工事監理業務完了の手続き	立会 工事監理報告書提出	・工事請負契約の目的物の引渡し立会い ・工事監理報告書等の提出	建築主立会 建築主へ提出

注1) 出典：「工事監理調査委員会報告書」財団法人 日本建築センター  
2-4. 工事監理業務項目(案)(別表)より抜粋

注2) 設備工事の工事監理業務内容を含め、今後精査が必要である。

## 標準業務内容、追加的な業務の例示の構成案

## 標準業務内容（案）

## 1. 設計に関する業務

## (1) 基本設計に関する業務

【定義】 建築主から提示された要求条件を設計条件に置き換えたうえで、建築物の平面と空間の構成、各部の寸法や面積、建築・設備として備えるべき機能、主な使用材料や設備機器の種別と品質、予算とのバランス等を検討し、それらを総合して建築物の内外のデザインを立案し、基本設計図書としてまとめる業務

## ア) 設計条件の整理

- ① 条件整理
- ② 条件変更等の場合の措置

## イ) 法令上の諸条件の調査・打合せ

- ① 法令上の諸条件の調査
- ② 建築確認申請に係わる打合せ

## ウ) 上下水道・ガス等の供給状況の調査・折衝

## エ) 基本設計方針の策定

- ① 総合検討
- ② 基本計画案の策定と建築主への説明等

## オ) 基本設計と基本設計図書の作成

- ① 基本設計(詳細な検討)
- ② 基本設計図書の作成

## カ) 工事費概算書の作成

## キ) 基本設計内容の建築主への説明等

## (2) 実施設計に関する業務

【定義】 設計意図を専門的知識及び技術をもって具体化し、施工者がそれを正確に理解し得る形の情報にしていくための作業を行い、その結果を実施設計図書(建築・構造・設備・外構の図面・仕様書及び計算書から成り、互いに補い合って施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状・寸法、構成材料・機器等の種別・品質、工法、施工に関する情報を具体的に表現したもの)としてまとめる業務

## ア) 建設意図と要求条件の確認

- ① 建築主の建設意図と要求条件の確認
- ② 条件変更等の場合の協議

## イ) 法令上の諸条件の調査

## ウ) 官公庁との打合せ・折衝

- ① 建築確認申請に係わる打合せ等

## エ) 実施設計方針の策定

- ① 総合検討
- ② 実施設計のための基本事項の確定
- ③ 実施設計方針の承認

## オ) 実施設計と実施設計図書の作成

- ((3)に掲げるものを除く。)
- ① 実施設計(技術的な検討)
- ② 実施設計図書の作成
- ③ 建築確認申請図書の作成

## カ) 工事費概算書の作成

## キ) 実施設計内容の建築主への説明等

## (3) 工事施工段階で行うことに合理性がある実施設計に関する業務等

- ① 設計意図及び設計内容を正確に伝えるための質疑応答等の業務
- ② 工事施工段階において必要となる実施設計に関する業務  
(工事施工段階で設計を行うことに合理性があるもの(工事材料・設備機器及び仕上げ見本等)に関する検討・実施設計図書の作成等)

## 2.工事監理に関する業務

- ア) 工事監理業務方針の協議等
  - ① 工事監理方針の協議
  - ② 工事監理方針変更の場合の協議
  - ③ 施工者との協議等
- イ) 設計意図の把握等のための業務
  - ① 設計図書の検討
  - ② 質疑書・提案書の検討・報告
- ウ) 施工図等を設計図書に照らして検討及び承認する業務
  - ① 施工図等の検討・承認
- エ) 工事の確認及び報告
  - ① 工事と設計図書・工事請負契約との照合・確認・報告
  - ② 工事の完了検査等
- オ) 官公庁等の検査の立会い等
- カ) 監理業務完了手続き
  - ① 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い
  - ② 工事監理報告書等の提出

## 3.工事監理に付随するその他の業務

- ア) 施工計画の検討、助言
- イ) 請負代金内訳書・工程表の承認
- ウ) 工事費支払いの審査
  - ① 工事費支払い請求の審査
  - ② 最終支払い請求の審査



## 追加的な業務の例示(案)

### 1. 調査・企画等設計前業務

- (1) 建設プロジェクト企画に係わる条件の調査、把握、手続き等
- (2) 事業計画・維持管理計画についての調査・検討
  - ① 共同事業などの事業推進ルール作成
  - ② テナントリーシングへの協力
  - ③ 管理区分の検討及び維持管理計画の立案
  - ④ その他の事業計画・維持管理計画に関する業務
- (3) 建設プロジェクト企画案の作成
  - ① 敷地利用計画についての調査・検討
  - ② 施設計画についての調査・検討・建築設計ブリーフの作成
  - ③ 建設プロジェクト企画資料の作成
  - ④ 工事費略概算書の作成
  - ⑤ 建設プロジェクト日程計画の作成
  - ⑥ その他の建設プロジェクト企画案に関する業務
- (4) 既存建物、敷地及び周辺に関する調査等
  - ① 敷地測量・地盤調査又はそれに関する立案等
  - ② 既存建物・インフラ・設備等の調査及び図化・資料化
  - ③ 地域環境調査及び環境への影響に関する調査
  - ④ その他の敷地及び周辺に関する調査業務
- (5) ワークショップへの出席・準備
- (6) プロポーザル・コンペティション等に係る業務
- (7) その他特別な調査や資料の作成(例:埋蔵物調査、電波障害調査など)

### 2. 設計周辺業務及び関連業務

- (1) 設計一般に係わる追加的な業務
  - ① 近隣構造物の調査又はそれに関する指導・助言
  - ② 与条件の変更に伴う設計変更(施工段階に行われるものを含む)
  - ③ 特殊技術の開発
  - ④ 別途発注工事との調整に係る業務
  - ⑤ 防災に関する評価、評定
  - ⑥ 敷地特性(傾斜地、崖地、軟弱地盤等)により増加する業務
  - ⑦ 省エネルギー対策への対応業務
  - ⑧ 建築物総合環境性能評価システムを用いた建築物の格付け評価業務
  - ⑨ 竣工後の建物性能を検証する業務
  - ⑩ その他設計一般に関する業務で標準業務内容に含まれない業務
- (2) 構造設計に係わる追加的な業務
  - ① 土質調査・構造試験等に関する指導・助言
  - ② 構造評価、評定に係る業務
  - ③ その他特殊な解析及び特殊な構造設計

例)

- ・時刻層解析等を伴う高度な構造設計の仕様の検討及び構造設計(超高層、免震、制震等)
- ・特殊荷重の調査と設計条件への組み入れ及び構造設計(政令・学会指針等にはない特殊の荷重、巨大な重量、特殊な振動体、移動荷重等)
- ・構造体に特殊な効果が求められるものの仕様の検討及び構造設計(熱環境対策、電磁・放射線等の遮断対策、微振動の遮断対策等)
- ・特殊な地盤解析、風力解析
- ・建築基準法施行令第 80 条の 3 に規定される土砂災害特別警戒区域における居室を有する建築物の構造方法、同令第 138 条に指定する工作物

### (3) 設備設計に係わる追加的な業務

- ① インフラ整備に関する調査・折衝等
- ② その他の特殊設備等により増加する業務

例)

- ・舞台装置、情報通信網、搬送設備等を伴う設計業務
- ・太陽光、風力、排熱利用等を利用した設計業務
- ・建物の耐震性能に伴う高度設計・免震設計業務等
- ・省エネルギー(環境負荷削減)対策を伴う設計業務
- ・シミュレーションツールによるエネルギー消費量検証業務
- ・ビルディング(エネルギー)マネジメントシステムの設計業務
- ・更新性能対策により増加する業務
- ・ランドスケープ、インテリアのライトアップ等の演出照明設計業務
- ・高度映像システムの構築、音響解析を要する高度の設計業務

- ・コンピューターシステム、高度情報通信網の構築及び設計業務
- ・電源安定性、空調信頼性等の設計業務
- ・設備の災害対策・信頼性能・バックアップ対策(BCP機能)を伴う設計業務
- ・高度な防災機能を要求される設備設計業務
- ・自然採光シミュレーション検証業務
- ・監視機能(快適・利便性能)対策を伴う設計業務
- ・体感温度、標準有効温度等による室内環境設計業務
- ・自然換気方式採用に伴うシミュレーション検証業務
- ・3次元熱流体解析手法を用いた検証業務
- ・大空間、ガラス外壁などに対する環境設計業務
- ・クリーンルーム、恒常恒湿、冷蔵冷凍等の高度技術を要する設計業務

(4) 法令上の諸条件の調査・手続き等の追加的な業務

- ① 建築確認申請手続きの代行(建築確認申請図書の作成は標準業務内容に含む)
- ② 特別の法令上の手続き(都市計画法、消防法、バリアフリー法等による通常の建築確認申請以外の法令手続き及び総合設計制度等の建築基準法令に基づく特別な手続きを含む)
- ③ 計画変更確認申請図書の作成及び申請手続き(申請手数料は別途)
- ④ その他の評価・補助金・認定・許可・認証申請報告等の業務

(5) 通常の建築設計業務以外の設計業務

- ① 土木設計・ランドスケープデザイン等
- ② 音響設計
- ③ 特別なインテリアデザイン
- ④ その他の通常の建築設計以外の設計業務

(6) その他の追加的な業務

- ① 工事費内訳明細書・数量調書の作成
- ② 透視図・模型等の作成
- ③ パンフレット・モデルルーム対応
- ④ 設計変更に伴う工事費変更の検証
- ⑤ 設計図書等の電子データ納品
- ⑥ コンストラクションマネジメント業務
- ⑦ ファシリティマネジメント業務
- ⑧ その他の設計周辺業務で標準業務内容に含まれない業務

3. 工事監理周辺業務及び関連業務

(1) 工事監理に係わる追加的な業務

- ① 別途発注関連工事の調整を行う業務
- ② 部分使用・部分引き渡しの手続きを行う業務
- ③ 現場に常駐して行う工事監理のために増加する業務
- ④ 工期及び工区を分割するために増加する業務

(2) その他の追加的な業務

- ① 見積徴収事務への協力及び見積書内容の検討
- ② 代替案(VE)の評価
- ③ 竣工図の作成
- ④ その他の工事監理周辺業務で標準業務内容に含まれない業務

注) 上記の追加的な業務の例示(案)に関しては、今後精査が必要である。

## 用途等による類別及び難易度

## 1. 『別表第1 建築物の用途等による類別』の見直しに向けた実態調査の方向性

類型	建築物の用途等	
第1類	工場、車庫、市場、倉庫等	
第2類	体育館、観覧場、学校、研究所、庁舎、事務所、駅舎、百貨店、店舗、共同住宅、寄宿舍等	
第3類	銀行、美術館、博物館、図書館、公会堂、劇場、映画館、集会所（オーディトリウムを有するものに限る。）、ナイトクラブ、ホテル、旅館、料理店、放送局、病院、診療所、複合建築物等	
第4類	1	戸建住宅（一般的な戸建住宅を除く。）
	2	一般的な戸建住宅

## 【現行の類別】



建築物の施設類型	建築物の代表的な用途例
①物流施設	・倉庫、立体駐車場等
②生産施設	・一般組立工場、化学工場、薬品工場等
③運動施設	・体育館、武道館、屋内プール等
④行政施設	・合同庁舎、議事堂、警察署、消防署等
⑤業務施設	・事務所、銀行、放送局等
⑥商業施設	・店舗、百貨店、ショールーム等
⑦共同住宅	・賃貸共同住宅、社宅、分譲共同住宅等
⑧教育施設	・幼稚園、小・中学校、高等学校等
⑨専門的教育・研究施設	・大学、専門学校、研究所等
⑩宿泊施設	・ホテル、旅館、保養所等
⑪医療施設	・病院、診療所、高度医療施設等
⑫福祉・厚生施設	・老人ホーム、老人保健施設、福祉施設等
⑬文化・交流・娯楽施設	・公民館、集会場、図書館、劇場、美術館等
⑭戸建住宅（詳細設計及び構造計算を必要とするもの）	—
⑮戸建住宅（詳細設計を必要とするもの）	—
⑯上記以外の戸建住宅	—

注1)施設類型を16に詳細化し、業務量(人・時間)に関する実態調査を実施。

注2)実態調査の結果、意匠・構造・設備の建物規模(床面積)に応じた業務量の挙動が概ね一致するものを、同じ類別として整理する予定。

## 2. 難易度に係る要素（案）

①意匠：施設類型をさらに細分化することにより示す。

標準的な建物用途以外の建築物を設計又は工事監理する場合は、下表の用途の例示を考慮すること。

建築物の施設類型 〔標準的な難易度の用途〕	用途の例示	
	標準より難	高度の技術を要するもの
①物流施設 〔一般的倉庫、立体駐車場等〕	立体倉庫等	冷蔵倉庫等、特殊設備を付帯する倉庫等
②生産施設 〔一般組立工場等〕	化学工場、薬品工場、食品工場等	クリーンルーム、バイオ等、特殊設備を付帯する工場等
③運動施設 〔一般体育館、武道館、スポーツジム等〕	屋内プール、スケート場、スタジアム、複合体育館等	国際競技用体育館、特別な施設設備を有する施設等
④行政施設 〔合同庁舎、出張所等の一般庁舎等〕	議事堂、警察署、消防署、郵便局、中央庁舎等、特殊施設が附帯するもの、	超高層庁舎等
⑤業務施設 〔一般事務所、賃貸事務所等〕	銀行、本社ビル等に類する事務所等	放送局、TVスタジオ等の特殊用途ビル、超高層事務所等
⑥商業施設 〔一般店舗、スーパーマーケット等〕	ショールーム、百貨店、ショッピングセンター等	複合商業施設等、
⑦共同住宅 〔公営住宅、社宅、一般賃貸共同住宅等〕	分譲共同住宅、複雑な賃貸共同住宅等	超高層共同住宅等
⑧教育施設 〔一般の幼稚園、小・中学校、高等学校等〕	私立学校、特殊なプログラムを有する公立学校等	—
⑨専門的教育・研究施設 〔文系大学、文系専門学校等〕	理工系大学、理工系専門学校、一般研究所等	バイオ、放射線等特殊な研究施設等
⑩宿泊施設 〔一般ビジネスホテル、旅館等の宿泊専用施設等〕	宴会場を有するシティホテル、保養所等	超高層ホテル、国際級ホテル等
⑪医療施設 〔一般病院、診療所等〕	総合病院等	高度医療施設等
⑫福祉・厚生施設 〔一般的な老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター等〕	複合福祉施設、高度な対応を必要とする施設等	—
⑬文化・交流・娯楽施設 〔公民館、集会場、コミュニティセンター等〕	映画館、劇場、コンサートホール、美術館、博物館、図書館等	文化複合施設等

②構造：敷地特性や建物形状により難易度を示す。

標準的な敷地・建物形状以外の建築物を設計又は工事監理する場合は、下表の要素を考慮すること。

a. 敷地特性	傾斜地、崖地、軟弱地盤等
b. 建物形状	平面が不整形なもの（スパンの著しい不均一、大規模吹抜け、平面形状のくびれ）
	立面形状（建物断面）が不整形なもの（階高の著しい不均一、上下階の平面形状の相違）
	平面、立面形状ともに不整形なもの

③設備：設備の機能レベルにより示す。

標準的な設備の機能レベル以外の建築物を設計又は工事監理する場合は、下表の要素を考慮すること。

a. 設備の機能レベル	考慮すべき要素⇒設備の災害対策・バックアップ対策（BCP性能）、室内環境のレベル、部分制御性、監視機能（快適・利便性能）、省エネルギー対策（地球環境性能）等
-------------	--